

文教福祉常任委員会 会議録

令和4年3月22日（火）午後1時30分～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和4年3月22日(火)午後1時30分～

議会委員会室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 執行部あいさつ
4. 議事
 - ① 議案第6号 小美玉市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
 - ② 議案第12号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - ③ 議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)
 - ④ 議案第15号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - ⑤ 議案第16号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
 - ⑥ 議案第19号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第4号)
 - ⑦ 議案第34号 指定管理者の指定について
 - ⑧ その他
5. 閉会

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|--------------|-----|------------|
| 4番 | 島田清一郎君（副委員長） | 5番 | 村田春樹君（委員長） |
| 10番 | 谷仲和雄君 | 13番 | 福島ヤヨヒ君 |
| 18番 | 市村文男君 | 19番 | 荒川一秀君（議長） |

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|------------|--------|
| 市長 | 島田穰一君 | 教育長 | 羽鳥文雄君 |
| 保健衛生部長 | 鈴木定男君 | 医療保険課長 | 重藤辰雄君 |
| 健康増進課長 | 小貫智子君 | 健康増進課参事 | 関口茂君 |
| 福祉部長 | 藤田誠一君 | 社会福祉課長 | 岡野あけみ君 |
| 介護福祉課長 | 太田由美江君 | 文化スポーツ振興部長 | 滑川和明君 |
| 生涯学習課長 | 笹目浩之君 | スポーツ推進課長 | 佐川光君 |
| 生活文化課長 | 林美佐君 | 教育部長 | 中村均君 |
| 教育委員会事務 | 八木健君 | 教育指導課長 | 片岡理一君 |
| 教育企画課長 | 長島正昭君 | 子ども課長 | 大山伸一君 |
| 教育指導課参事 | 菅澤和則君 | | |

議会事務局職員出席者

書記 深作治

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

初めに、委員長挨拶、村田委員長お願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、寒の戻りで大変雪の降る中、午前中、小川北義務教育学校の視察ご苦労さまでございました。

また、このたび、文教福祉常任委員長となりました村田春樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、茨城県のまん延防止等重点措置が解除されましたが、いまだ感染者数は高い水準となっております。委員の皆様、執行部の皆様方におかれましては、感染防止対策をこれまで以上に徹底していただきたいと思っております。

本日の議案は7議案です。執行部の皆様におかれましては、簡潔明瞭な説明、委員の皆様におかれましても、簡潔明瞭に質問等をしていただき、感染対策として委員会運営をスムーズに進行できるようご協力お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長お願いいたします。

○市長（島田穰一君） それでは、改めて、こんにちは。

文教福祉常任委員会、大変、今日は雪ということで足元も悪い、そして、寒い中、午前中、現地調査ということで、北義務教育学校を調査をされたということでございました。誠にご苦労さまでございました。立派な学校が開校するというところでございますので、しっかり力を入れて、皆様のご支援、ご協力いただきながら、教育行政をさらに発展する努力をしていかなければいけないなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今日は、ただいま委員長のほうから挨拶がありましたように、村田委員長の下に7議案ご審査をいただくわけでありまして。慎重審査をしていただいて、ご協力をいただきながら、結果を出していただければ大変ありがたいと、お願ひ申し上げ、挨拶といたします。ご

苦労さまです。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事進行は委員長にお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 議事に入る前に、本日、植木議員が傍聴いたします。

それでは、本日の議題は、3月11日に付託された議案審査付託表のとおりでございます。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されております。準備はよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくをお願いいたします。

また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力いただきますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

議案第6号 小美玉市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 委員の皆様におかれましては、午前中、現地視察ということで大変お疲れさまでした。午前中に引き続きまして、これから議案審議ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、執行部の説明につきましては、着座にて失礼をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第6号 小美玉市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明につきまして、提案理由のとおり、本条例は、いじめ防止対策やいじめ問題に対し、いじめ防止対策推進法の規定等を踏まえた関係組織の整備に伴うものとなっております。具体的に、いじめ防止対策推進法では、いじめ防止等関係団体の連携や情報共有等を目的としたいじめ問題対策連絡協議会を条例により設置できることとなっておりますので、現状、教育委員会規則で設置をしているいじめ問題対策連絡協議会を整理し、条例設置といたします。また、この法に沿ったいじめ防止推進委員会を条例により現在設置をしておりますが、この名称をいじめ問題専門委員会と改め、いじめ事案に対し迅速かつより効果的に活用できるようにするための規定を加えた上で設置することといたします。

以上のとおり、いじめ問題対策連絡協議会は、学校、教育委員会、そして、いじめ防止に関係する行政関係相互の連携や情報共有、さらには、必要な助言等を目的としており、いじめ問題専門委員会は、いじめ防止やいじめ事案等に対する専門的な第三者機関としての位置づけによる設置となります。さらに、これら2つの組織を1つの条例に整理することで、いじめ防止等に関係する組織をより分かりやすくしております。

それでは、条例規定の主な説明となります。

1 ページをお願いいたします。

目次の第2章に、小美玉市いじめ問題対策連絡協議会、第3章には、小美玉市いじめ問題専門委員会と、本条例では2つの組織を設置するものとなります。

第2章からとなります。

小美玉市いじめ問題対策連絡協議会、略して連絡協議会と言わせていただきますが、この設置根拠は第2条のとおり、法第14条第1項の規定によるものとなります。

第3条、連絡協議会の所掌事務となります。

(2) のところ、第2号は、団体相互の連携や調整のほか、いじめ防止等に関する調査等や必要な助言を行うこととしております。

2 ページをお願いいたします。

第4条、連絡協議会の構成は、法の規定に沿った関係機関となりますが、第5条につきましては、いじめ事案等の社会的な状況や変化に対応できるよう、今後必要となる関係組織も考慮した上でのものとなります。

続いて、第3章、小美玉市いじめ問題専門委員会、略して専門委員会と言わせていただきます。設置根拠は第6条のとおり、法第14条第3項の規定となっており、第7条の所掌事務、第1号は、いじめ防止対策等の調査審議による答申となり、第2号では、重大ないじめ事案

に対する調査や再発防止等に関する審議、助言となります。

第8条でございます。専門委員会の構成となりますが、法の規定に沿った専門家となっております。

3ページをお願いします。

第9条でございます。専門委員会の委員長に関する規定となっており、第10条では、会議運営に関することとなりますが、第4項のとおり、必要な委員以外の出席や意見等聴取を行えるものとしております。

続いて、第4章となります。

記載のとおり、専門委員会委員の協力等に関することとなります。

第11条第1項でございますが、具体的には、学校でいじめの事案を確認したときは、いじめをやめさせ、再発防止を図るとともに、被害児童等やその保護者への支援と併せまして加害者となる児童等への指導やその保護者に対する助言を行うための協力となります。次の第2項は、いじめ事案に対する支援や必要な調査等への委員個人からの協力、さらには、重大ないじめ事案に対する初期での調査を含めた委員個人からの協力も目的としております。

このように、第4章の規定は、必要な委員、つまり、それぞれ専門的な有識者のうち、いじめ事案に応じた必要な委員個人からの協力体制を構築することで、迅速かつ有効な取組につなげることを目的としたものとなっております。

続いて、第5章でございます。

雑則。第12条第1項から、次のページ、第2項までは、連絡協議会と専門委員会の会議は、特別な事由により参集が困難なときはオンラインや書面による開催を可能とするもので、さらに、第3項におきましては、先ほどの第4章、専門委員会委員の協力等についても、オンライン等での協力を可能とするための規定となっております。

附則でございます。

1番、本条例の施行期日は、その日から施行いたしたくお願いするもので、2番は、現存の小美玉市いじめ防止推進委員会設置条例を廃止する規定となり、このことに伴いまして、3番は、現存いじめ防止推進委員会の委員に替えまして、ページは5ページのとおり、いじめ問題専門委員会委員に対する報酬とするための改正規定となっております。

このことは、最後のページ、新旧対照表のとおりとなっております。

なお、本条例におきまして、運営協議会の定数や任期を設けていないことは、関係行政機関の担当者等によるキョウセイとなるため、また、専門委員会の任期につきましては、2

か年度を予定し、今後、教育委員会規則で定めるため、今月28日開催の教育委員会会議に諮り、承認を求めることといたしております。

私からの説明は以上となります。ご審議につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 久しぶりに文教福祉委員になりました福島です。よろしくお願ひをいたします。

ちょっとお伺いします。確認というんですかね、いじめ問題対策連絡協議会と専門委員会ですね、これ、いじめが起きないための対策と起きた後の対策という、その対応が違っているのか、それとも、同じようなことなのか、ちょっと、まずいじめが起きないための対策が一番に必要だと思います。そして、起きた後の対策、これをしっかりしておかないと、また新たなということが起きると思いますので、ここらあたりが、この委員会がどういう役割をしていくのか、ちょっと教えてください。お願ひいたします。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 福島委員のご質問にお答えいたします。

まず、いじめが起こらないためといったことにつきまして、対策連絡協議会では、関係行政機関からの直近の情報等、そういった情報交換を行い、当然、そこには、学校現場の校長等も参加をした上で、現状、学校における取組で課題となる部分、そういったものに対する助言といったことも予定しております。

そして、いじめが起こった場合の対応では、いわゆる専門委員会におきましては、学校事案に対する初期での対応といったことで、それぞれ専門家には、必要な措置の専門的な協力を要請し、いじめ事案に対する再発防止に向け、先ほどもご説明をさせていただきましたが、被害となっている児童等へのケア、あるいは、加害となった児童等への助言、保護者への助言も含めた、そういったアドバイスもいただいた上で、再発防止につなげていくといったことを予定しております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） よく分かりました。いずれにしても、まずはいじめが起きない対策が一番大事なかなと思っております。その後の専門委員会が開かなくても済むような、そう

いう対策をしっかり練っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） では、よろしくお願いいたします。

こちらは、内容、先ほど説明を受けまして、それで、これ、以前、いじめに対する定義というものは、その受けた子がどういうふうに思うかによっていじめかいじめじゃないかと、今、そのラインが、私らが学校に行っていた頃と違って、非常に状況がすごくケースバイケースで、どのような状況に転んでもおかしくないという状況があります。それと、あと一点、今度、それと同じく、当時の価値観と今の価値観というものが、やっぱり若干、時代、本来は、時代が変わっても変わってはいけないものだと思うんですが、なかなかそのところが、時代とともにいろいろ変わってくる中で、やっぱり、こういう専門的な取組というのは、本当に迅速柔軟な対応として、本当これは必要なところだと思いますので、そのところをしっかりと、ケースバイケース、いろんな事象とかがございますので、初動の対応をしっかりとさせていただくというところをお願いしたいと思います。

それと、特に、このところでよく学校の先生方が児童さんとか生徒さんの一人一人の様子を見て、ふだんと何か違うかなというときには、もう、すぐ声をかけてみたりですとか、そういう一つ一つ、先、先、先の取組が大変初動対応の一番大事なところかなと思いますので、その点を踏まえて、こちら専門的な取組の中で取り組んでいただければというところで、そのことをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁のほうは結構でございます。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございますか。

私のほうから一つ、第4条の（5）その他必要と認める機関のその機関というのを、ちょっと参考までにどういったものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 委員長のご質問にお答えいたします。

こちらの必要と認める機関は、先ほど、今後いじめの社会的な状況等を踏まえて、どういった機関が必要になるかというのも踏まえた上での規定となっております。現状で考えられる機関というものを、ここで特出しするというようなことにはなっていないんですけれども、例えば、市役所内の機関も含まれ、教育委員会以外、市長部局の各部署における専門的な取

組、そういった対応も含めての必要な機関、さらには、国機関、県機関、それぞれいじめの状況に応じた行政機関といったことで、こちらの規定を有効に活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 小美玉市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第12号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、国民健康保険税の賦課方式の変更及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

このたびの条例改正におきましては、次の3点をお願いするものでございます。

まず、1点目でございますが、国の制度である未就学児に係る均等割の5割軽減措置でございます。

お手元の議案書の後ろの部分にございます新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと存じます。

左側下段になります。第23条第2項を加えさせていただくものでございます。未就学児6歳以下に係る均等割額のうち、その5割を公費により軽減するものでございます。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

次に、2点目でございますが、令和4年度からの賦課方式の変更に伴いまして、市独自の制度の未就学児を除く18歳以下の被保険者の均等割額の5割減免措置でございます。

同じく新旧対照表の7ページをお開きいただきたいと存じます。

左側下段になります。第26条第1項第4号を加えさせていただくものでございます。世帯ごとの平等割の廃止によりまして、多子世帯などの被保険者の多い世帯の税額が高くなる傾向となることや、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児を除く18歳以下の均等割額を5割減免とするものでございます。

最後に、3点目ですが、賦課方式の変更にによりまして、3方式から2方式への変更による所得割額、均等割額の変更等でございます。

新旧対照表の15ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の別表第1でございますが、医療分の税率等になります。所得割額を100分の6.40、6.4%から、100分の6.20、6.2%へ、均等割額を2万2,000円から3万5,000円に変更し、平等割額の2万1,000円及び関連部分を削るものでございます。

続きまして、同じく新旧対照表の15ページ下段になります。

別表第2でございますが、後期高齢者支援金等分の税率等となります。所得割額を100分の2.10、2.1%から、100分の2.60、2.6%へ、均等割を8,000円から1万5,000円に変更し、平等割額の7,000円及び関連部分を削るものでございます。

続きまして、新旧対照表の16ページをお開きいただきたいと存じます。

中段になりますが、別表第3でございますが、こちらは介護納付金分となります。所得割額を100分の2.00、2.0%から、100分の1.80、1.8%へ変更させていただくものでございます。均等割額1万5,000円は変更ございません。

小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても説明は以上でございます。

す。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 一般質問でも聞かせていただきましたけれども、この改定によって、負担が増えるという方がどの程度いらっしゃるかということのを改めてちょっとお伺いします。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、ただいまの福島委員のご質問にお答えさせていただきます。

賦課方式の変更によりまして、前年度比で同じ所得と同じ人数構成で比較をさせていただきますと、全世帯で53.8%の世帯が減額となります。そして、増額となる世帯でございますが、3万円以下の増額となる世帯が42.8%、そして、3万円以上5万円以下の増額となる世帯が2.9%、5万円以上増額となる世帯が0.5%という割合になっております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○副委員長（島田清一郎君） 健康保険税の改正で、よく市民の人から、今度健康保険税が上がるんじゃないですかというような質問を受けるんですけども、この主旨といいますか、どういう方向性でこの改正が行われるのか。3方式から2方式になるということなんですけれども、これを説明的に言うとどういう形になるか教えてほしいんですが。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、ただいまの副委員長のご質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険税の賦課方式の変更についてでございますが、こちらは、茨城県の国民健康保険運営方針によりまして、令和4年度から県内全市町村におきまして2方式へ統一する旨が明記されておりまして、それに伴いまして統一するものでございます。

将来におきましては、県内の保険料水準の均一化に向け取り組むべき第一歩ということで、今回2方式の統一をさせていただいたということでございます。

○委員長（村田春樹君） 副委員長。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

経済的に弱者といったらおかしいんですけども、そういう方たちには手厚くて、高額所得者に対しては高くなるというような要素も入っているのでしょうか。よろしいですか、それで。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） このたびの3方式から2方式への変更によりまして、減額となる世帯は、18歳以下の人数の多い世帯、そして、人数が少なく所得も少ない世帯が減額となる傾向でございまして、18歳以上の人数の多い世帯、所得の多い世帯の方は増額となる傾向となっております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） やっぱりこの税額そのものは、それぞれの自治体で決められるものだと思っております。ですから、県内、方式としては統一されているんですが、税額が非常に違っていると。今回、そういう中でも、もともとが違ってもいいかもしれませんが、全ての方が減税というか、税が下がったという自治体も実際には見られます。ですから、やはり、家族が多いと負担が多い、この均等割というものが本当の意味で何のための均等かということが、よく、私は理解できないという認識ですので、この点において、やっぱりこれは不備があるんじゃないかな、そういう点で、小美玉市全体としてももうちょっと税を下げただけならありがたいという気持ちがありますので、今回ちょっと賛成しかねます。反対いたします。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

この国民健康保険の運営に当たっては、このほかに国民健康保険以外の方の税金も一般会計から繰入れという形で、法定外繰入れという形で投入をして何とか運営をしていると。そ

のような中において、先ほど副委員長に対する答弁もございましたように、そのような下、やっぱり、私たち市議会議員というのは、小美玉市全体の皆さんのことをしっかりと考えた上で評決を下さなければならないと。

そういうことで、この議案は、国民健康保険を運営するに当たって最低限必要なところと認識をする理由から、この議案は賛成と、そのような形で討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第12号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（村田春樹君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） それでは、議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、ページに従いまして、各担当課による説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、5ページからお願ひいたします。

教育企画課所管となります。

第2表、継続費補正でございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小川北義務教育学校校舎建築工事は、令和2年度から令和3年度までの2か年にわたる継続費となっておりますが、補正前の総額から32万1,000円を減額し、補正後総額16億7,035万円といたしたく、お願ひするものでございます。この減額につきましては、校舎建築工事等の契約額確定によるものでございます。

また、ページのほうは飛びますが、74ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、参考といたしまして小川北義務教育学校の継続費における財源内訳を含む全体計画、前年度末までの支出額、当該年度支出予定額等の進捗状況に関する調書となっております。

継続費補正につきましては以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きまして、ページを戻っていただき、6ページをお開きください。

第3表繰越明許費の説明となります。

上から2番目、3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金事業300万7,000円につきましては、18歳以下の子供に対して1人当たり10万円を一括給付する事業であります。令和4年3月生まれの新生児などの申請や受付が4月以降の新年度となることが想定されるため、予算の繰越しをお願いするものであります。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして、表の中段から、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校LED照明改修工事6,532万7,000円は、国補正予算を活用し、堅倉小、納場小、羽鳥小の校舎等の照明をLEDに改修するための設計工事費となります。

次の事業名、羽鳥小学校特別支援教室改修工事1,200万円は、国補正予算を活用し、特別支援学級の教室不足に対応するため、校舎改修工事を実施するものであります。

次の事業名、玉里学園義務教育学校グラウンド整備工事5,500万円は、旧玉里小学校跡地への野球場をメインとした整備になりますが、先行した校舎解体工事に不測の日数を要したこと、また国補正予算を活用することにより、年度内の事業完了が困難であるため、繰越しをするものです。

次の事業名、小川北義務教育学校旧配膳室等改修工事900万円は、現小川北中学校校舎の配膳室を特別教室の準備室に改修する工事となりますが、必要な工期を確保することができず、年度内の事業完了が困難であるため、繰り越すものであります。

次の3項中学校費、事業名、中学校LED照明改修工事6,893万7,000円は、国補正予算を活用し、美野里中、小川北中の校舎等の照明をLEDに改修するための設計工事費となります。

次の事業名、美野里中学校照明器具等電気工事246万4,000円は、1学年教室棟の照明器

具等を改修する工事として発注済みですが、照明器具の調達が困難となり、工事を中断せざるを得ない状況から、年度内完了ができないため、繰り越すものです。

次の4項幼稚園費、事業名、幼稚園LED照明改修工事实施設計業務委託料121万円は、元気っ子幼稚園の園舎照明改修工事の設計委託料となりますが、さきに説明をいたしました国補正予算事業である小中学校LED改修工事に関連する実施設計業務との一括発注であり、年度内の事業完了が困難であるため、繰り越すものであります。

繰越明許費補正につきましては以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 12ページをお願いいたします。

12ページです。

14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節高齢者福祉負担金でございますが、老人保護措置費負担金として7万2,000円の補正増をお願いするものです。措置入所者負担金の増額に伴う補正増でございます。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 同じく、12ページ中段になります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2節総務管理使用料、説明欄、小川文化センター施設使用料をはじめとする2施設合計で632万5,000円の補正減をお願いするのでございます。内容としましては、いずれも歳出の施設維持管理費に充当いたします施設使用料の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館や利用制限を実施したことに伴います減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく5目教育使用料、2節社会教育使用料につきましては、説明の欄、小川公民館施設使用料をはじめとする、以下、合計10施設、合計181万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、いずれも歳出の施設維持管理費に充当いたします施設使用料の減額でございます。当初想定していた使用料がコロナウイルス感染拡大による施設の休館や事業中止により、施設利用がなかったための歳入の減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 同じく3節保健体育使用料、説明欄の小川運動公園施設使用料をはじめとする3施設、合計150万円について補正減をお願いするものでございます。

内容としましては、歳出の施設維持管理費に充当いたします施設使用料の減額となり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用制限を実施したことや事業中止により利用者数が減ったことに伴います減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 3ページをお願いいたします。

13ページ、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節高齢者福祉費負担金でございますが、低所得者保険料軽減負担金の増額によりまして57万5,000円の補正増をお願いするものです。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく2節障害者福祉費負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について2,237万1,000円の補正増、障害者医療費負担金について1,134万4,000円の補正減、特別障害者手当等負担金について86万円の補正減、障害児入所給付費等負担金について323万8,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるもので、補助率は障害者自立支援給付費負担金が2分の1で、障害者自立支援給付等事業に充当、障害者医療費負担金が2分の1で、障害者自立支援給付等事業に充当、特別障害者手当等負担金が4分の3で、特別障害者手当支給事業に充当、障害児入所給付費等負担金が2分の1で、障害者自立支援給付費等事業に充当しております。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きまして、同じく3節児童福祉費負担金につきましては、総額2,005万5,000円の補正減をお願いするものでございます。説明の欄、児童扶養手当負担金、その下の児童手当負担金につきましては、歳出の児童扶養手当及び児童手当に充当する国庫負担金としてそれぞれ見込額算出による減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 次の5節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金465万7,000円の補正増をお願いするものでございますが、これは保険者支援分として国負担分の増額によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、

療育医療費負担金32万3,000円の補正増をお願いするものでございます。これは未熟児養育医療給付事業について出生時体重2,000グラム以下の未熟児出生数が当初の見込数より増加したことによる国庫負担金の増額でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,819万円の補正増をお願いするものでございます。これは接種の前倒しによる増額分でございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について516万2,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金額の内示によるもので、障害者地域生活支援事業に充当しております。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 同じく2節児童福祉費補助金につきましては、総額489万1,000円の補正減をお願いするものでございます。説明の欄、高等職業訓練促進事業費補助金につきましては、歳出の高等職業訓練の促進費等扶助費に充当する国庫補助金といたしまして、扶助費見込額の減額によるものでございます。

その下の子ども・子育て支援交付金の増額につきましては、昨年9月において新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業の際に、放課後児童クラブの特別開所を行った特例措置として、国庫補助金の加算による増額分として歳出の放課後児童対策事業に充当するものでございます。

その下の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金につきましては、交付決定額に基づく増額となっております。

その下の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、その下の子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金につきましては、それぞれ歳出の給付金の給付実績見込みの精査による減額となるものでございます。

次のページをお願いします。

上段、説明の欄、保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として国の補正予算に基づき、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、令和4年2月から収入の3%程度を引き上げる措置として、補助率10分の10の国庫補助金761万8,000円を新たに補正予算としてお願いするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3節生活保護費補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金について1,396万8,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金額の交付決定によるもので、生活保護事務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に充当しているものでございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、母子保健衛生費国庫補助金14万4,000円の補正減をお願いするものでございます。これは産後ケア事業について実績が見込数より減少したことによる減額でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,131万5,000円の補正減をお願いするものでございます。これは接種会場運営に関する実績見込みによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 次に、同じく7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、子ども・子育て支援整備交付金につきましては、今年度建設の小川北義務教育学校放課後子どもプラン建設事業に充当する補助率3分の2の国庫補助金として、交付決定額に基づき、402万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 次の2節小学校費補助金、説明欄、防音関連維持費補助金は、18万円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、下吉影小学校の電気代等に係る補助金交付見込額算出によるものとなります。

次の説明欄、公立学校施設整備費補助金は6,748万7,000円の補正増、内容につきましては、小川北義務教育学校の令和3年度分の補助金として追加交付されたことによります。

次の説明欄、学校施設環境改善交付金は4,133万2,000円の補正増、内容につきましては、先ほどの繰越補正の中でもご説明をいたしました国補正予算による羽鳥小特別支援教室改修、堅倉小、納場小のLED改修、玉里学園グラウンド整備に係る交付金となります。

次の3節中学校費補助金、説明欄、防音関連維持費補助金は24万2,000円の補正減額をお願いするものでございます。内容につきましては、小川南中学校の電気代等に係る補助金交付見込額算出によるものとなります。

次の説明欄、学校施設環境改善交付金は2,243万3,000円の補正増、内容は先ほどの小学校の説明と同じように、美野里中、小川北中のLED改修に係る交付金となります。

続きまして、4節幼稚園費補助金、説明欄、防音関連維持費補助金は24万3,000円の補正減、内容につきましては、小中学校費補助金と同じく元気っ子幼稚園、玉里幼稚園の電気代等に係る補助金交付見込額算出によるものとなります。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく5節社会教育費補助金ですが、説明の欄の国宝重要文化財等保存整備費補助金39万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出の文化財調査管理経費に充当いたします補助金の交付決定額確定による減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 同じく5節社会教育費補助金のうち、説明欄2行目、文化芸術振興費補助金で534万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、劇場・音楽堂等機能強化推進事業補助金の不採択及び文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金、文化ホール3館の公金処理委託料としての交付決定額確定によるものでございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、3項委託金、2目民生費委託金、2節障害者福祉費委託金、説明欄、特別児童扶養手当事務委託金について2,000円の補正減をお願いするものでございます。委託金申請額の変更によるもので、障害者福祉事務費に充当しているものでございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 次に、その下の段でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節高齢者福祉費負担金でございますが、低所得者保険料軽減負担金28万8,000円の補正増をお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3節障害者福祉費負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について1,118万5,000円の補正増、障害児通所給付費等負担金について161万9,000円の補正増、障害者医療費負担金について567万2,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるもので、障害者自立支援給付費等事業に充当しているものでございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 同じく4節児童福祉費負担金、説明の欄、児童手当負担金99万6,000円の補正減につきましては、歳出の児童手当に充当する県負担金といたしまして、先ほどの国庫負担金と同様に見込額算出による減額をお願いするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 15ページをお開きください。

上段の同じく6節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金538万4,000円の補正増をお願いするものでございます。保険者支援分の県負担分及び保険税軽減分の補填としての県負担分の増額によるものでございます。

次の7節後期高齢者医療保険事業費負担金、保険基盤安定負担金36万1,000円の補正減をお願いするものでございますが、これは後期高齢者医療保険加入者で低所得者に対する保険料軽減分の補填としての県負担分の減額によるものでございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金、養育医療費負担金16万1,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは先ほど国庫負担金で説明させていただきました未熟児養育医療費について県負担分の増額でございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） その下、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節高齢者福祉費補助金でございますが、老人クラブ活動等事業補助金交付額の決定によりまして5万9,000円の補正減をお願いをするものです。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3節障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について258万1,000円の補正減、在宅障害児福祉手当支給費補助金について3万1,000円の補正減、重度訪問介護等市町村支援補助金について678万3,000円の補正増をお願いするものでございます。県補助金額の内示によるもので、それぞれ障害者地域生活支援事業、在宅障害児福祉手当支給事業、障害者自立支援給付等事業に充当しているものでございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 次の同じく4節医療福祉費補助金1,085万1,000円の補正減をお願いするものでございますが、いわゆるマル福の対象経費に係る医療費補助金1,046万3,000円及び事務費補助金38万8,000円のそれぞれ減額によるものでございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 同じく5節児童福祉費補助金につきましては、総額662万5,000円の補正増をお願いするものでございます。説明の欄、子ども・子育て支援交付金の増額につきましては、先ほどの国庫補助金と同様に、昨年9月の学校の臨時休業の際に放課後児童クラブの特別開所を行った特例措置として、県補助金の加算分としての増額となっております。

次の多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては、充当する歳出の多子世帯保育料軽減事業の実績見込みにより増額するものでございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、健康増進事業費補助金44万1,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは実績見込みによる減額でございます。

その下、地域自殺対策強化交付金5万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

こちらは相談事業の利用者が当初見込数より下回ったことによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 次に、同じく下段の7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金につきましては、総額108万4,000円の補正減をお願いするものでございます。説明の欄、1行目の放課後子ども教室推進事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子ども教室の学習支援の実施回数が減ったため、その実績による県補助金の減額となっております。

その下、子ども・子育て支援整備交付金につきましては、小川北義務教育学校の放課後子どもプラン建設事業に充当する補助率6分の1の県補助金といたしまして、先ほどの国庫補助金と同様に交付決定額に基づき減額するものでございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 16ページをお願いいたします。

同じく3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金、説明の欄、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金5万1,000円の減額につきましては、事業完了により補助額が確定したことによるものとなります。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、その下、18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、1節土地建物貸付収入のうち、説明欄2行目、自動販売機設置場所貸付料で37万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、コロナに伴う売上げの減少により、小川文化センターアピオスの自動販売機撤去2台による減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きまして、その下の表、1つ飛びまして19款寄附金となります。1項寄附金、4目教育費寄附金につきましては、幼児教育の振興に対する指定寄附金として200万円の計上を補正予算としてお願いするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、16ページの一番下段でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目1節国民健康保険特別会計繰入金250万8,000円の補正増をお願いするものでございますが、これは旧白河診療所の令和3年1月から3月までの県及び国の令和3年度分の調整交付金でございます。国保特別会計の直診勘定が令和2年度で廃止となりましたため、一般会計に繰入れさせていただくものでございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） では、続きまして、17ページをお開き願います。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金ですが、説明の欄、上から4段目、地区集会施設維持管理基金繰入金39万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出の社会教育総務事務費に充当いたします百里基地周辺26地区の各区公民館整備費補助金への繰入金でございます。今回の補正は外之内区公民館の改修費となります。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 同じく説明の欄中ほど教育活動支援基金繰入金580万円の減額につきましては、小学校自然教室がコロナ禍で実施できなかったことより減額するものでございます。

1つ飛ばして情報教育支援基金繰入金628万円の減額は、小学校費、中学校費の情報教育関係経費における通信料や情報機器使用料等の本年度見込額を確定した上での調整によるものとなります。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 同じく説明欄の一番下、文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金で1,598万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の小川文化センター施設維持管理費に充当いたします需用費、委託料、使用料及び賃借料への繰入金でございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、22款諸収入、5項雑入、3目納付金、1節納付金、健康診査納付金179万円の補正減をお願いするものでございます。こちらは健診受診者数の実績見込みによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく説明の欄、公民館事業納付金137万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出の各公民館事業費に充当いたします各公民館講座や自然観察教室がコロナウイルス感染拡大により、事業が中止になったことによる納付金の減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、同じく説明欄の各種スポーツ大会納付金3万円の減額、各種スポーツ教室納付金52万円の減額、スポーツ大会やスポーツ教室の納付金について補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の体育振興活動経費に充当いたします参加者からの納付金の減額となり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ大会やスポーツ教室が中止となったことに伴います減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく説明の欄、やすらぎの里事業納付金4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出のやすらぎの里運営費に充当いたします各種講座の中止による納付金の減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 同じく5目雑入、1節医療福祉費返納金553万7,000円の補正減をお願いするものでございますが、高額療養費返納金の収入見込額の減による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく5目雑入、3節雑入ですが、説明の欄、自動販売機設置電気料等58万9,000円のうち、生涯学習課予算10万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出のやすらぎの里施設維持管理費に充当予定でした自動販売機の電気料ですが、事務所内の販売機が撤去されたための減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、同じく説明欄1行目、自動販売機設置電気料で58万9,000円のうち、生活文化課予算3万3,000円の補正減でございます。内容としましては、先ほど説明しました歳出の小川文化センター施設維持管理費に充当予定でした自動販売機の電気料で、自動販売機が撤去されたことに伴う減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 説明欄、その下、公衆電話使用料1万7,000円の増額につきましては、学校設置の公衆電話使用料となっております。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） その下でございます。石岡市緊急診療業務精算金1,507万円の補正増をお願いするものでございます。

こちらは、石岡市医師会病院に委託していた緊急診療業務が令和2年6月をもって終了したことに伴い、石岡市医師会がこれまで留保していた運転資金の残額につきまして石岡市、かすみがうら市との3市で均等割、人口割、利用者割で案分し、精算されるものでございます。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、その下、説明欄の4行目、学校芸術鑑賞料で21万円の補正減、その下、コンサート入場料で1,023万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、どちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、安全性を考えた座席制限やコンサートの中止等に伴う減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく説明欄、その下、生活保護費返還金について1,330万7,000円の補正増をお願いするものでございます。生活保護法第63条、第78条による返還金の増額で、生活保護扶助事業に充当しているものでございます。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、18ページをお願いいたします。

同じく説明の欄、一番上になります、指定管理者利益還元金に5万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の体育振興活動経費に充当いたします指定管理者からの利益還元金が新型コロナウイルス感染症の影響により見込まれないことに伴います減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） その下、2番目の説明欄、老人保護措置費返還金といたしまして4万1,000円の補正増をお願いするものでございます。退所者1名の措置費精算からの増額でございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） それでは、その欄の一番下になります。その他43万7,000円のうちワクチン接種事業といたしまして14万8,000円の増額となります。これは、新型コロナワクチン接種に伴う市外在住者の接種分となります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく6目過年度収入、1節過年度収入、説明欄の特別児童扶養手当事務取扱交付金について4,000円の補正増、生活保護費国庫負担金について624万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

令和2年度の国庫支出金額確定に伴う精算による追加交付金でございます。

文教福祉常任委員会所管の歳入についての説明は以上です。

○委員長（村田春樹君） ここで2時50分まで暫時休憩といたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きまして、文教福祉常任委員会所管の歳出についてご説明さ

させていただきます。

なお、職員給与費の部分につきましては、人事課所管のため説明のほうを省略させていただきます。また、以降、各担当での説明におきましても、同様に省略させていただきますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、25ページをお開き願います。

ページの中段からとなります。

こちらの科目は総務費となっております。2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、説明の欄3の結婚推進事業につきまして、総額で54万5,000円の補正減をお願いするものです。内容といたしましては、結婚相談員報酬の会議出席実績による減額、結婚推進事業補助金については、コロナ禍において結婚推進事業実行委員会の活動ができなかったことによる減額となります。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 27ページをお開き願います。

生活文化課所管の歳出についてご説明させていただきます。

同じく18目市民文化交流費、説明欄2、芸術文化振興事務費につきまして666万3,000円の減額をお願いするものでございます。内容といたしましては、8節旅費は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種研修の中止に伴い14万6,000円の減額、11節役務費手数料につきましては、コンサートのピアノ調律回数の増加による2万9,000円の増額、そのほか11節役務費保険料、12節委託料、13節使用料及び賃借料、26節公課費の減額につきましては、いずれも事業費の実績見込みや額確定に伴う減額でございます。

続きまして、説明欄3、小川文化センター施設維持管理費につきまして117万2,000円の減額をお願いするものです。内容といたしましては、12節委託料の減額につきましては、いずれも契約額確定によるものでございます。

続きまして、説明欄4、四季文化館施設維持管理費につきましては、296万7,000円の減額をお願いするものです。内容といたしましては、12節委託料の減額につきましては、いずれも契約額の確定によるものでございます。また、14節工事請負費の減額につきましては、工場の火災により年度内の部品の納品が不可能になり、工事施工ができず、減額するものでございます。

続きまして、説明欄5、市民文化祭事業につきまして83万4,000円の減額をお願いするものです。内容といたしましては、7節報償費、10節需用費、11節役務費、次のページにな

りますが、13節使用料及び賃借料の減額となり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による市民文化祭の中止に伴い減額するものでございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、少し飛びまして32ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄2、社会福祉費事務費について35万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

次のページ、33ページをお願いします。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等の中止や開催方法が変更されたことなどによる8節旅費、10節需用費、18節負担金補助及び交付金の減額でございます。

続きまして、同じく説明欄3、民生委員関係経費として7万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修等が中止となったことによる1節報酬及び8節旅費の減額でございます。

続きまして、同じく説明欄4、遺族援護関係経費について、48万8,000円の補正減をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で戦没者追悼式が中止になったことによる10節需要費、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料の減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、説明欄5の国民健康保険特別会計繰出金1,259万6,000円の補正増をお願いするものでございますが、保険基盤安定繰出金以外につきましては79万1,000円の減額、保険基盤安定繰出金につきましては、先ほど歳入でご説明しました国及び県分に市の分の4分の1を加えました1,338万7,000円の増額という内訳になっております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく説明欄6、災害支援事業として22万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、災害援護資金貸付金償還金で、東日本大震災の被災者に対する貸付金の令和3年度分の県への償還金額が確定したことによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 2目高齢者福祉費をお願いいたします。34ページをご覧ください。34ページです。

説明欄2、老人福祉事務費は29万7,000円の補正減をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によります、ねんりんスポーツ大会未実施に伴います10節需要費の減額、市単位老人クラブ補助金交付決定に伴います18節負担金補助及び交付金の減額をお願いするものです。

その下、説明欄3、老人福祉施設入所措置事業につきましては、措置入所者が1名退所したことによります19節扶助費275万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

その下、説明欄4、敬老会事業につきましては213万9,000円の補正減をお願いいたします。実績確定によります7節報償費、18節負担金補助及び交付金の減額でございます。

その次、説明欄6、元氣わくわく支援事業は63万円の補正減をお願いいたします。愛の定期便事業、決算見込みによります委託料の減額でございます。

その下、説明欄7、介護予防事業でございますが、財源内訳補正といたしまして、老人クラブ活動等事業補助金の確定に伴います県補助金3,000円を減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

次の説明欄8、生活支援事業は164万9,000円の補正減をお願いするものです。決算見込みによります7節報償費の減額、10節需要費の増額、12節委託料は緊急通報装置スポット点検にかかります経費の減額、17節備品購入費といたしまして、緊急通報システムの機械器具購入費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄12、介護保険特別会計繰出金については、147万円の補正減をお願いするものです。内容といたしまして、介護給付費、低所得者保険料軽減繰出金の補正増及び事務費繰出金、地域支援事業人件費等の補正減でございます。

続きまして、説明欄13、介護福祉施設等職員応援給付事業でございますが、給付額確定によります18節負担金補助及び交付金の675万円の補正減をお願いするものでございます。

介護福祉課所管の歳出は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、35ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費、説明欄1、障害福祉事務費について555万7,000円の補正増をお願いするものです。国県補助金等返納金で令和2年度国庫負担金に係る交付金確定に伴うものでございます。

続きまして、説明欄 2、障害者自立支援給付等事業について7,177万1,000円の補正増をお願いするものです。給付費の増額が見込まれることから、自立支援給付費が6,451万円、療養介護医療費が78万5,000円、障害児施設給付費が647万6,000円の増額でございます。

続きまして、説明欄 3、障害者福祉事業について130万円の補正減をお願いするものです。特定疾病療養者見舞金の申請期間が終了し、給付額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、説明欄 4、障害者地域生活支援事業について222万3,000円の補正減をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症の影響で障がい者スポーツ・レクリエーション教室が中止になったことによる7節報償費、10節需用費、11節役務費及び12節委託料の減額でございます。また、19節扶助費は給付額の増減が見込まれることにより日中一時支援事業費が57万円の増額、成年後見制度利用支援事業費が25万2,000円の減額、重度身体障害者訪問入浴サービス事業費が240万円の減額でございます。

続きまして、説明欄 5、特別障害者手当支給事業について109万2,000円の補正減をお願いするものです。給付件数の減少により給付額の減額が見込まれるためでございます。

続きまして、説明欄 6、在宅心身障害児福祉手当支給事業について25万8,000円の補正減をお願いするものです。給付件数の減少による給付額の減額が見込まれるためでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

説明欄 8、障害支援区分認定等事務費について6万円の補正減をお願いするものでございます。障害者介護認定審査会委員の審査会欠席に伴う1節報酬の減額でございます。

続きまして、説明欄 9、障害福祉施設等職員応援給付事業について410万円の補正減をお願いするものでございます。事業終了により給付額が確定したことによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、5目老人医療給付費、説明欄 1の後期高齢者医療制度経費232万5,000円の補正減をお願いするものでございますが、内訳は負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金額の決定による減額で、繰出金につきましては、後期高齢者医療保険特別会計の事務経費支出の増額と保険基盤安定の金額の決定による減額でございます。

続きまして、6目医療福祉費、説明欄 1の医療福祉事務費86万円の補正減をお願いするものでございますが、37ページに続きますが、通信運搬費、審査支払手数料及び電算処理委託料の減額によるものでございます。

同じく説明欄 2の医療福祉扶助事業1,600万円の補正減をお願いするものでございますが、

母子医療福祉費以下4項目につきましては、コロナ禍による受診控え等による助成費見込額の減による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きます、同ページ、同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明の欄2の児童福祉事務費は総額で174万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、市母子寡婦社会福祉会補助金及び高等職業訓練促進等補助費の実績見込みによる減額です。

国県補助金等返納金の増額につきましては、令和2年度の子供のための教育保育給付費県負担金につきまして、実績に伴う県負担の再確定により、その精算金として受入れ超過額を返納するものでございます。

説明の欄、次の4、家庭児童相談事業につきましては、県北家庭相談員連絡協議会の解散により負担金の減額。次の5、子ども・子育て会議事業につきましては、子ども・子育て会議委員報酬について会議の開催実績などによる減額、6の子育て応援事業につきましては、次のページ上段となります、出産・子育て情報アプリ使用料の確定による減額、7の多子世帯保育料軽減事業については、多子世帯保育料軽減事業補助金の実績見込みによる増額、次の8の子育て世帯臨時特例給付金事業は、18歳以下の子供に1人当たり10万円を一括給付する事業であります、財源内訳補正といたしまして、所得制限を撤廃して市独自施策として実施した部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部充当し、一般財源1,700万円を補正減するものでございます。

続きます、その下の同じく2目児童措置費につきましては、説明欄1、児童手当経費、次の2、児童扶養手当経費、その次の3の子育て世帯生活支援特別給付金事業のそれぞれ扶助費の実績見込みの精査により総額として2,846万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

次に、同じく3目児童福祉施設費、説明欄2の民間保育所等補助事業につきましては、民間の保育士等を対象に賃上げ効果の継続的な取組を前提としまして、収入を3%程度引き上げた保育施設等に対してその費用を補助する保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金647万7,000円を新たに計上し、歳入でも触れましたが、特定財源として国庫補助率10分の10の保育士等処遇改善臨時特定交付金を充当しております。

○委員長（村田春樹君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、39ページをお願いいたします。

同じく3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄2、生活保護事務費について575万7,000円の補正増をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、子どもの学習支援事業業務委託料が額確定のため13万1,000円の減額、申請件数の減により住宅確保給付事業費補助金が94万6,000円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が1,396万8,000円の減額、令和2年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う返納金として国庫補助等返納金が2,083万6,000円の増額でございます。

続きまして、2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助事業について698万7,000円の補正減をお願いするものでございます。給付費の減額が見込まれることから、施設事務費を614万9,000円、就労自立給付金を16万5,000円、進学準備給付金を10万円、委託事務費を57万3,000円それぞれ減額するものでございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、40ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄2、保健衛生事務費につきまして216万円の補正減をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金、1、負担金として、在宅当番医制運営費負担費116万円の補正減につきましては、外科診療休診による減額でございます。

2、補助金として、不妊治療費補助金100万円の補正減につきましては、一般不妊治療におきまして、当初の見込みより申請額が下回ったことによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、説明欄5の旧白河診療所施設管理費27万円の補正減をお願いするものでございます。光熱水費である電気料の歳出見込み減による減額でございます。

続きまして、説明欄6の医療従事者慰労金交付金事業245万円の補正減をお願いするものでございます。6月補正におきまして、1人当たり5万円で850名分を計上しましたが、交付決定となった総数が801名のため、49名分につきまして減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 続きまして、41ページをご覧ください。

2目予防費、2、予防接種事業費254万6,000円の補正増でございます。10節需用費、印刷製本費9万円の補正増。こちらは子宮がんワクチン接種予診票の作成費でございます。11節役務費、通信運搬費25万2,000円の補正増でございます。内容といたしましては、子宮頸がんワクチン接種該当者通知でございます。22節償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金220万4,000円の補正増、こちらは令和2年度緊急風しん抗体検査等事業補助額の確定によるものでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。66万5,000円の補正減でございます。1節報酬、予防接種事故調査会委員報酬27名の補正減でございます。内容といたしましては、調査会開催を3回見込みでしたが、1回の開催を予定しておりますので、2回分の調査報酬費を減額したものでございます。11節役務費、手数料292万円の補正増、こちらにつきましては、国保連合会経由請求書が増加したことによるものでございます。12節委託料162万3,000円の減でございます。内容といたしましては、接種券発行等作成処理委託料66万2,000円の補正増、こちらは5歳から11歳に対する接種券の発行でございます。

次に、その下になります。

接種委託料1,590万3,000円の補正増でございます。こちらにつきましては、追加接種3回目前倒し及び5歳から11歳の接種でございます。その下でございます、接種者送迎委託料260万8,000円の補正減でございます。タクシー券利用確定による減額でございます。その下でございます。予防接種会場運営職員派遣委託料1,558万円の補正減でございます。こちらにつきましては、1回目、2回目ワクチン接種の前倒しによる減額でございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料169万2,000円の補正減でございます。内訳としましては、自動車借り上げ料181万7,000円の補正減、こちらは公用バスの利用を考えたところだったんですけども、使用しませんでしたので、減額、それから備品借り上げ料42万5,000円の補正増でございます。こちらはワクチン保管冷凍庫用の非常用電源借り上げでございます。施設借り上げ料30万円の補正減、こちらは公共施設利用をしなかったものから、伴う減額でございます。

4、新型コロナウイルスワクチン感染症予防事業、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当による財源内訳補正でございます。

○委員長（村田春樹君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、3目市民健康管理費でございます。説明欄2、母子保健事業257万4,000円の補正増をお願いするものでございます。12節委託料88万4,000

円の補正増では、内訳といたしまして、妊産婦乳幼児健診委託料として117万3,000円の増、こちらは妊産婦健診の受診者数が見込みより上回ったことによる増でございます。産後ケア事業委託料28万9,000円の補正減につきましては、当初見込みより利用者が下回ったことによる減でございます。次に、19節扶助費、養育医療費64万7,000円の補正増につきましては、歳入でも説明させていただきましたが、見込みより未熟児出生数が増加したことによるものでございます。

続いて、42ページになります。

22節償還金利子及び割引料、国庫補助等返納金104万3,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは内訳として養育医療費等国庫負担金69万5,000円及び母子保健衛生費国庫補助金34万8,000円について、いずれも令和2年度の交付額確定による国庫負担金及び国庫補助金の返納金でございます。

説明欄3、成人保健事業1,067万8,000円の補正減をお願いするものでございます。11節役務費、通信運搬費65万2,000円につきましては、実績による減額でございます。12節委託料1,002万6,000円の補正減につきましては、いずれも新型コロナウイルスの感染症の影響による受診者数の減少に伴う減額でございます。

説明欄4、健康づくり推進事業5万8,000円の補正減をお願いするものでございます。10節需用費の賄材料費の補正減につきましては、感染拡大防止により調理実習の実施が困難となって、事業内容を変更したことによる減でございます。

説明欄5、精神保健事業10万8,000円の補正減をお願いするものでございます。7節報償費の10万8,000円の減でございますが、心の健康相談事業の実施回数見込みによる減でございます。

○委員長（村田春樹君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 続きまして、その下でございます。

4目健康増進施設管理運営費でございます。524万9,000円の補正減でございます。10節需用費255万円の補正増、燃料費6万6,000円の補正増をお願いいたします。続きまして、修繕料248万4,000円の補正増でございます。玉里保健福祉センター非常放送施設修繕工事ほか4件でございます。

11節役務費手数料5万円の補正減になります。こちらに関しましては、事業費の確定により減額となります。12節委託料、実施設計等委託料341万円の補正減でございます。こちらでも事業費確定による減額でございます。16節公有財産購入費用地買収費373万4,000円の補

正減でございます。こちらも事業費の確定による減額でございます。21節補償補填及び賠償金、物件移転補償費60万5,000円の補正減でございます。こちらも事業費の確定による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 飛びまして55ページをお願いいたします。

ページの下段、ここからは10款教育費となります。

教育指導課所管となります1項教育総務費、2目事務局費でございますが、説明の欄は次のページをお願いいたします。3、庶務一般事務費でございます。68万1,000円の減額につきましては、いずれも本年度実績額を見込んだ上での減額となっております。その下、4、学務一般事務費でございます。財源内訳補正となりまして、左側、補正予算額の財源内訳の欄、特定財源のうち国庫補助金380万円の増額は、中学校等のスキー教室に関するものとなります。昨年度実施できなかった今年中学校2年生、義務教育学校は8年生となりますが、この生徒のスキー教室実施機会としまして保護者負担分への補助を行ったことに対するものと併せまして、本年度につきましてもコロナ禍でスキー教室が中止となったことで、そのキャンセル代保護者負担分に対しても補助をするための財源の一部に、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することによるものとなっております。また、これに伴い、一般財源同額を減額するものとなっております。

続いて、3目教育指導費は補正額236万2,000円の減額をお願いするものとなります。説明の欄1、教育指導研究経費33万3,000円減額の内訳につきましては、教員研修における講師謝金の支払い完了等によるものとなっております。

次の2、語学指導経費198万円の減額につきましては、委託契約締結に伴う差額分の減額でございます。

次の8、オリンピック・パラリンピック教育推進事業4万9,000円の減額につきましては、事業完了に伴い、支出額が確定したことによるものとなっております。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 次に、同じく4目放課後子どもプラン推進費につきましては、説明欄1、放課後児童対策事業で1,716万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節放課後児童健全育成事業実施委託料については、新型コロナウ

ウイルス感染拡大対策としての学校の臨時休業に伴い、公設の放課後児童クラブを午前中から全日開所したことによる委託料の増額、16節用地買収費につきましては、小川北義務教育学校放課後子どもプラン建設用地の用地取得の完了及び買収費用の確定による減額、17節施設用備品購入費につきましては、4月からの小川北義務教育学校放課後子どもプランの開設に伴いまして、机、椅子などの備品購入費として71万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

次のページとなります。

18節負担金補助及び交付金の総額1,595万1,000円の増額につきましては、小川北義務教育学校放課後子どもプランの開設に伴う水道接続負担金を計上、補助金といたしましては、放課後児童対策事業補助金として、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業の際に民間の放課後児童クラブが午前中から特別開所を行った特例措置の増額分及び実績見込みによる増額、その下、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金については、保育士等と同様に、放課後児童クラブの支援員等を対象として、賃上げ効果の継続的な取組を前提といたしまして、収入を3%程度引き上げた放課後児童クラブに対する補助金114万2,000円を新たに計上いたしまして、特定財源として国庫補助率10分の10の保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当しております。

次に、説明の欄2、放課後子ども教室推進事業における放課後子ども教室実施委託料50万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う放課後子ども教室の学習支援の実施回数の減少によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次の表、2項小学校費でございます。

1目学校管理費は7,053万2,000円の増額をお願いするものとなります。説明の欄1、小学校運営経費42万7,000円の減額につきましては、このうち13節使用料及び賃借料の減額につきまして、旧小川小学校の駐車場用として借り上げていた土地を使用しなくなったことによる減額となっております。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続いて、その下、説明欄2、小学校施設管理費は7,241万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、14節工事請負費校舎改修工

事として、羽鳥小特支教室改修、堅倉小、納場小LED改修、空調機修繕工事については下吉影小学校体育館の空調配管漏油による修繕となります。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次の3、小学校情報教育関係経費は127万7,000円の減額となっておりますが、この内容につきまして、小学校パソコン使用料の増額につきましては、リース期間が満了となった児童用パソコンを教師用として再活用するためのリース料と学校設置大判プリンターのリース料分となっております。その下、教育ソフトライセンス使用料の減額につきましては、契約締結による差額分によるものとなっております。

次の4、保健衛生管理費でございます。17万4,000円の減額につきましては、学童健診における検査委託料の不用額となっております。

次のページをお願いいたします。

ページ左、2目教育振興費、補正額は622万3,000円の減額となりますが、説明の欄1、教育活動振興経費におきまして、小学5年生を対象とした自然教室がコロナ禍で実施できなかったことによるものとなっております。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続いて、3目学校建設費、説明欄1、小学校建設事業では5,611万2,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、11節役務費、手数料について、小川北義務教育学校引越し業務の入札差金及び建築確認完了検査申請支出見込額による補正減、次の14節工事請負費、校舎建築工事については、小川北義務教育学校の予算額に対する契約額の差金、建設附帯工事については、玉里学園小川北義務教育学校整備事業における建設コスト縮減及び入札差金、旧橋小校舎等解体事業における入札差金などの減額となります。

次の17節備品購入費、施設用備品購入費については、小川北義務教育学校カーテン等購入の入札差金の補正減となります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 続きまして、次の表、3項中学校費でございます。

1目学校管理費は6,175万4,000円の増額をお願いするものとなります。説明の欄1、中学校運営経費2万5,000円の減額は、次のページに続きますが、学校運営協議会の会議開催

実績等によるものとなります。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続いて、説明欄 2、中学校施設管理費は6,270万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、14節工事請負費、校舎改修工事、美野里中、小川北中のLED改修工事によるものです。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次の3、中学校情報教育関係経費86万9,000円の減額につきましては、中学校パソコン使用料の減額が、小学校費と同じように、リース期間満了となった生徒用パソコンを教師用として再活用することによるリース料となっており、ウイルス対策ソフトウェアライセンス使用料の減額につきましては、当初、玉里学園義務教育学校の後期課程分を計上していましたが、前期課程分と一緒にしたことでの不用額となっております。また、教育ソフトライセンス使用料の減額につきましては、契約締結による差額分となっております。

次の4、保健衛生管理費5万2,000円の減額につきましては、生徒健診用検査機器の精密検査手数料や各委託料の不用額となっております。

その下、ページ左、2目教育振興費でございます。補正額は90万円の減額となっており、説明の欄3、教科書指導書等購入費は、各中学校で必要な教材等の購入を見込んだ上での減額となっております。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、ページをおめくりいただきまして、60ページ、説明欄3、幼稚園施設管理費の財源内訳補正につきましては、国庫支出金として歳入で御説明をいたしました防音関連維持費補助金24万3,000円と、AED借上料に充当しておりますふるさと応援基金繰入金16万4,000円を減額し、一般財源40万7,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明の欄2、

社会教育総務事務費101万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、1節報酬、社会教育委員報酬につきましては実績見込みによりの減額、12節委託料、旧小川小跡地周辺地域再整備検討調査等委託料につきましては契約額見込みによる減額、18節負担金補助及び交付金、負担金といたしまして、水戸・小美玉・東茨城地区社会教育委員連絡協議会負担金の減額、コロナウイルス感染拡大により事業が中止になったことによる減額です。

同じく補助金といたしまして、各区公民館整備費補助金、交付申請がありました外之内公民館の改修、北浦公民館の改修についての増額でございます。

説明の欄3、社会教育活動総合事業につきましては93万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、1節報酬、コスモスプロジェクト委員報酬につきましては実績見込みによりの減額、7節報償費、各種講座講師謝金の減額、コロナウイルス感染拡大により講座が中止になったための減額でございます。

12節委託料、七つの祝い記念イベント委託料の減額、コロナウイルス感染拡大による事業中止のための減額でございます。

説明の欄4、青少年対策経費につきましては29万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、青少年相談員謝金につきましては実績見込みによりの減額、8節旅費、青少年相談員研修中止による減額でございます。

説明の欄5、成人式典事業費につきましては9万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、各行事記念品、成人式典の記念写真の契約額確定による減額でございます。

説明の欄6、新入学児童用ランドセル購入事業につきましては27万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、新入学児童記念品、新入学児童記念品でありますランドセル購入事業の契約額確定による減額でございます。

同じく2目公民館費、説明の欄1、小川公民館事業費につきましては37万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、各種講座講師謝金の減額、10節需用費、消耗品費、燃料費の減額、いずれもコロナウイルス感染拡大による事業の中止による減額でございます。

説明の欄2、小川公民館施設維持管理費につきましては、財源内訳補正として、歳入の施設使用料が減額となったため、歳出の特定財源を10万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

説明の欄 3、美野里公民館事業費につきましては、財源内訳補正として、歳入の納付金が減額となったため、歳出の特定財源を37万2,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

説明の欄 4、美野里公民館施設維持管理費につきましては2万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、10節需用費、次のページをお開き願います。燃料費の増額、全国的に原油が高騰しており、施設の暖房費が当初の予算では賄えないための増額、11節役務費、PCB検査手数料の減額、契約額確定による減額です。

12節委託料、冷暖房保守管理委託料、トイレ環境点検保守委託料、外壁調査委託料、いずれも契約額確定による減額です。

13節使用料及び賃借料、テレビ受信料の減額、テレビの台数が減ったための減額でございます。

説明の欄 5、羽鳥公民館施設維持管理費につきましては、財源内訳補正として、歳入の施設使用料が減額となったため、歳出の特定財源を6万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

説明の欄 6、羽鳥ふれあいセンター施設維持管理費につきましては1万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、清掃委託料の契約額確定による減額でございます。

説明欄の 7、農村女性の家施設維持管理費につきましては1万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、清掃委託料、浄化槽維持管理委託料、施設開閉業務委託料、いずれも契約額確定による減額でございます。

説明の欄 8、農村環境改善センター施設維持管理費につきましては7万4,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、消防用施設保守点検委託料、し尿浄化槽維持管理委託料、空調機保守点検調整委託料、いずれも契約額確定による減額でございます。

説明欄の 9、玉里公民館事業費につきましては135万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、各種講座講師謝金の減額、10節需用費、消耗品費、印刷製本費の減額、11節役務費、行事等傷害補償保険料の減額、13節使用料及び賃借料、自動車借上料、駐車場使用料、高速道路使用料の減額、講座の中止や自然観察教室事業の中止による減額でございます。

次のページをお開き願います。

説明の欄10、玉川地区学習等供用施設維持管理費につきましては、財源内訳補正として、歳入の施設使用料が減額となったため、歳出の特定財源を7万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

同じく3目図書館・資料館費、説明の欄1、図書館運営費につきましては14万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、1節報酬、図書館協議会委員報酬につきまして実績見込みによりの減額、7節報償費、講師謝金、事業謝金の減額、いずれも事業中止によるものです。

12節委託料、図書配送運転業務委託料の減額、配送業務休止による減額でございます。

説明の欄4、文化財調査管理経費につきましては、財源内訳補正として、歳入の国庫補助金が減額となったため、歳出の特定財源を39万3,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

同じく4目やすらぎの里運営費、説明欄の1、やすらぎの里運営費につきましては17万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、1節報酬、やすらぎの里運営委員会委員報酬につきまして実績見込みによりの減額、7節報償費、事業協力者謝金、各種講座講師謝金の減額、10節需用費、印刷製本費の減額、11節役務費、手数料の減額、いずれも事業中止による減額でございます。

同じく説明の欄2、やすらぎの里施設維持管理費につきましては、12節委託料、清掃委託料、契約額確定による減額をお願いするものでございます。

同じく5目生涯学習センター費、説明の欄1、生涯学習センター施設維持管理費につきましては673万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、抗菌処理委託料、契約額確定による減額、13節使用料及び賃借料、複写機使用料実績見込みによりの減額。

次のページをお開き願います。

14節工事請負費、生涯学習センタートイレ改修工事、生涯学習センター事務室受付窓口改修工事の減額、いずれも契約額見込みによる減額でございます。

説明の欄4、しみじみの家維持管理費につきましては19万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、11節役務費、手数料、クリーニング代の実績見込みによりの減額、12節委託料、宿泊管理委託料の減額、宿泊を停止したためによる減額でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、スポーツ推進課所管の歳出について説明させていただきます。

同じく予算書64ページ中段になります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費に469万7,000円の補正減をお願いするものでございます。説明欄2、保健体育事務費、137万5,000円の補正減でございます。内容につきましては、1節報酬、8節旅費、10節需用費の減額となり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で、予定しておりましたスポーツ事業の中止に伴い減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては負担金8万円の減額、県体育施設協会負担金5,000円の減額は本年度負担がなかったためでございます。各種大会派遣負担金7万5,000円の減額、補助金26万円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツ大会が中止になったことやスポーツ団体の行事が中止になったことに伴います減額でございます。

ページ変わりました、65ページをお願いいたします。

同じく説明欄3、体育振興活動経費322万3,000円の補正減でございます。内容につきましては、7節報償費、10節需用費の減額となり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で、予定しておりました各種スポーツ教室やスポーツ行事の中止に伴うものでございます。

12節委託料の減額につきましては、夢先生派遣委託料におきまして、本年度も講師派遣による対面事業でなくオンライン事業となったことで、事業費の確定に伴う減額でございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定しておりましたスポーツ行事の中止に伴うものでございます。

同じく2目体育施設費に1,061万円の補正減をお願いするものでございます。説明欄1、小川運動公園施設維持管理費89万8,000円の補正減でございます。内容につきましては、10節需用費の減額となり、新型コロナウイルス感染症の影響で、小川運動公園の利用制限に伴い、電気使用量が減少したことによるものでございます。

次に、12節委託料の減額につきましては、事業費の確定に伴う入札差金でございます。

説明欄2、希望ヶ丘公園公園施設維持管理費781万円の補正減でございます。内容につきましては、10節需用費の減額となり、新型コロナウイルス感染症の影響で、希望ヶ丘公園の利用制限に伴い、電気使用量が減少したことによるものでございます。

次に、12節委託料の減額につきましては、事業費の確定に伴う入札差金でございます。

続きまして、14節工事請負費の減額につきましては、工事発注に伴う入札差金によるものでございます。

説明欄3、市内体育施設維持管理費190万2,000円の補正減でございます。内容につきましては、12節委託料の減額となり、事業費の確定に伴う入札差金でございます。

続きまして、14節工事請負費の減額につきましては、工事発注に伴う入札差金によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 菅澤教育指導課参事。

○教育指導課参事（菅澤和則君） 続きまして、66ページをお開きください。

説明2の小美玉市共同調理場運営経費の財源内訳補正についてですが、こちらは、小川北義務教育学校配膳室備品購入事業に関わる特定財源といたしまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付金補助充当率を変更したものによる記載でございます。内容としましては、小川北義務教育学校配膳室内の備品購入事業費として、434万5,000円の事業費に対しまして、交付金充当額が当初350万円のものに対し、変更で400万円にしたことによるための起債となります。

以上となります。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、13款諸支出金、1項基金費、6目体力づくり基金費に5万円の補正減をお願いするものでございます。説明欄1、体力づくり基金費5万円の補正減でございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者から利益還元が見込めないことに伴います減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 続きまして、次のページ中段、同じく基金費、14目幼児教育振興基金費につきましては、歳入でも御説明させていただきましたが、幼児教育に対する指定寄附金200万円について、幼児教育振興基金への積立てを目的とした補正増をお願いするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 同じく一番下の欄、17目図書館図書資料等整備基金費、説明の欄1、図書館図書資料等整備基金費につきましては、24節積立金、図書館図書資料等整備

基金積立金490万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とし、令和元年度より令和8年度まで毎年490万円を積み立てる小美玉市図書館図書資料等整備基金につきまして、令和3年度の積立てとしての増額でございます。

○委員長（村田春樹君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次のページ、68ページをお願いいたします。

ページの左、2つ目、19目情報教育支援基金費となります。補正額は6,000万円の増額でございます。説明の欄1、情報教育支援基金費は、防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金の一部を小学校費、中学校費における情報教育関係経費の財源として活用するための当該基金積立額の計上となっております。

私の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、一番下になります。

同じく23目文化施設等維持管理運営等事業基金費、説明欄1、文化施設等維持管理運営等事業基金につきまして2,343万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金事業として、昨年度、小美玉市文化施設等維持管理運営等事業基金を設置し、基金積立金として令和2年度から令和11年度まで積み立て、令和3年度より基金の原資及び運用益を取り崩していくもので、令和3年度の積立てとして行うものでございます。

文教福祉常任委員会所管においての補正予算説明に関しましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

ここで4時まで暫時休憩といたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時02分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） すみません、じゃちょっと2点ほど、細かいことかもしれませんがけれども、初めに41ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業のうちで、被接種者送迎委託料、さっきタクシー券という話がありましたので、実際にタクシー券どの程度発行してどの程度利用者がいるのかお聞かせください。

○委員長（村田春樹君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、初回接種、それから追加接種と2回に分けてご紹介します。

まず、初回接種につきましては、送付人数1,262人、それで送付枚数は5,048枚、それから追加接種につきましては、送付人数が1,154人、送付枚数5,308枚、それで使用枚数は1,426枚となっております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） そもそもタクシー券そのもの、ほかの医者に通うとかということで、高齢者の皆さん、多分安心してそういうところに行かれるので、この利用も多かったかなと思っております。いい事業だと思っていますので、今後ともしっかりとお願いいたします。

それからもう一つ、終わりのほうの65ページ、工事請負のところ、下のほうですね、希望ヶ丘公園の工事請負のところ、遊具整備工事、さっきもう大体終わったということですが、実際に工事内容、進捗状況をお聞かせください。もうそろそろ桜の時期なので、行きたいなという人とかいたので、ちょっとお願いします。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） ただいまのご質問にお答えいたします。

希望ヶ丘公園の遊具整備工事ですけれども、まずコロナ交付金を使いました遊具整備工事につきましては、2月28日で工事のほうは終了してございます。それに伴い、完了検査のほうも3月9日に行いまして、今現在は、遊具の周りに、子供たちの安全を考え、張り芝を設置してございます。その芝を今養生している段階でございまして、その芝のほうの養生が終わり次第に市民の皆さんに開放していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） そうすると、いつ頃から使用できるんでしょうか。どのぐらい、

養生期間というんですかね。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 今現在考えております養生期間としましては、暖かくなってきましたので、3月いっぱい養生期間として今考えてございます。できるだけ早い段階で市民の皆さんに開放していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第15号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

1枚目をお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,705万円を追加し、歳入歳出それぞれ51億7,942万7,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5,454万7,000円の補正増、2目退職被保険者等国民健康保険税1万6,000円の補正減をお願いするものでございますが、主に国保税現年度分の歳入見込額の増額によるものでございます。

続きまして、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料26万円の補正減をお願いするものでございますが、歳入見込額の減による減額によるものでございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金35万4,000円の補正増でございますが、補助金額の決定による増額でございます。

続きまして、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金718万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳としましては、1節普通交付金が保険給付費等交付金分として342万5,000円の増、2節特別交付金のうち、保険者努力支援分が7万5,000円の減、特別調整交付金が555万7,000円の減、県繰入金が159万3,000円の減、特定健康診査等負担金が338万6,000円の減となっており、いずれも保険給付費の支出見込額と実績を基に算出したものでございます。

5ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,259万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳としましては、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が407万4,000円の補正増、2節保険者支援分は931万3,000円の補正増で、それぞれ実績による国県負担金の増額によるものでございます。3節職員給与費等繰入金は73万5,000円の補正増をお願いするものでございます。徴税一般事務費の増額によるものでございます。4節出産育児一時金等繰入金は224万円の補正減をお願いするものでございます。出産育児一時金の歳入見込額の減額によるものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金は71万4,000円の補正増をお願いするものでございます。交付税算定額の決定によるものでございます。

次に、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金956万円の補正減、同じく下段の4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金342万5,000円の補正減でございますが、いずれも歳入見込額の減によるものでございます。

6 ページをお開きください。

歳出の補正でございます。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、説明欄 2 の徴税一般事務費100万円の補正増でございますが、議案第12号でご説明をさせていただきました未就学児を除く18歳以下の被保険者に対する市独自の均等割減免制度の導入に当たりましてのシステム改修に必要な委託費用でございます。

次の2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は、財源内訳補正でございます。

7 ページをお開きください。

同じく2 款4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、説明欄 1 の出産育児一時金336万1,000円の補正減でございますが、歳出見込額の減、8 件の減による減額でございます。

次の3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分と下段の6 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費は、財源内訳補正でございます。

8 ページをお開きください。

7 款1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金は、歳入歳出差引きによる剰余金4,690万5,000円を積み立てるものでございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、5 目保険給付費等交付金償還金、説明欄 1 の保険給付費等交付金償還金26万3,000円の補正増をお願いするものでございますが、過年度分の保険基盤安定負担金の返還によるものでございます。

同じく3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、説明欄 1 の一般会計繰出金250万8,000円の補正増でございますが、先ほど一般会計でもご説明させていただきましたが、旧白河診療所の令和3年1月から3月までの国及び県からの令和3年度分の調整交付金分を一般会計に繰り出すものでございます。

令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第16号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

1枚目をお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,589万1,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金24万5,000円の補正増をお願いするものでございます。総務費の一般財源増額に伴うものでございます。

同じく2目保険基盤安定繰入金48万円の補正減につきましては、低所得者に対する保険料軽減分を補填する県負担金の減額によるものでございます。

続きまして、5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金3万円の補正増をお願いするものでございます。歳入見込額の増額によるものでございます。

同じく2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金30万円の補正減、同じく2目還付加

算金1万円の補正減をお願いするものにつきましては、歳入見込額の減額によるものでございます。

続きまして、同じく3項受託事業収入、1目後期高齢者健康診査受託事業収入154万9,000円の補正減につきましては、健康診査受診者見込み減により減額となるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

歳出の補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2の一般管理事務費111万3,000円の補正減をお願いするものでございます。健康診査受診者見込み減によるものでございます。

同じく2項1目徴収費、説明欄1の徴税一般事務費1万3,000円の補正増につきましては、コンビニ収納手数料の件数見込み増によるものでございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金48万円の補正減につきましては、納付金額の決定により減額をするものでございます。

続きまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、説明欄1の保険料還付金30万円の補正減、2目還付加算金、説明欄1の還付加算金1万円の補正増をお願いするものでございます。どちらも歳出見込額の減額によるものでございます。

令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 質疑というよりもお願いなんですけれども、これ国保のことにも関係しますが、健康診査ですね、これをやっぱりコロナ禍で受けない、受けられないという方が結構いるので、やっぱりコロナでも健康診査はしっかりと受けておかないと後々大変になると思いますから、啓発活動というんですかね、ぜひとも多くの方に受けていただくように、国保のほう、いろいろ受診、それから予防接種もそうですけれども、ぜひとも多くの方が受けられるような啓発活動をしっかりと、ぜひ受けてくださいという、そういうチラシとか何かよく作って知らせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第4号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） それでは、議案第19号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

1枚目をお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,753万3,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。4ページです。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、12月末調定の徴収見込みによりまして総額4,691万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料ですが、収入見込みの増に伴い

ます2万円の補正増をお願いいたします。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、介護給付費の実績見込みによります607万2,000円の補正増をお願いするものです。

その下の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、6,523万5,000円の補正減をお願いするものでございます。調整交付金の交付額の決定に伴う減額でございます。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ですが、対象経費の決算見込額によります132万3,000円の補正減をお願いします。

続いて、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）ですが、対象経費の決算見込額によります193万4,000円の補正減をお願いするものです。

その下、4目保険者機能強化推進交付金でございますが、今年度の交付決定額によります23万6,000円の補正減をお願いします。

次の5目介護保険保険者努力支援交付金でございますが、こちらも今年度の交付決定額に伴います4,000円の補正減をお願いするものです。

続きまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金ですが、介護給付費の決算見込めによります893万6,000円の補正増をお願いするものです。

同じく2目地域支援事業支援交付金ですが、対象経費の決算見込めによります179万1,000円の補正減をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

続きまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金ですが、介護給付費の決算見込めによります468万6,000円の補正増をお願いするものです。

その下、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ですが、対象経費の決算見込めによります82万7,000円の補正減をお願いするものです。

同じく2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）ですが、対象経費の決算見込めから95万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

その下、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金でございますが、介護給付費決算見込めによります市の法定割合分といたしまして413万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

同じく2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）ですが、82万7,000円の補正減をお願いします。

その下、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）につきまして

は、95万9,000円の補正減をお願いいたします。

同じく4目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、115万3,000円の補正増をお願いするものです。

その下、5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金ですが、497万4,000円の補正減をお願いするものです。

その下、9款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金でございますが、収入見込みから24万4,000円の補正増をお願いいたします。

その下、次の3項雑入、2目第三者納付金ですが、納付金確定によります26万円の補正減をお願いいたします。

その下、4目雑入でございますが、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によりまして認知症予防教室の開催回数を減少したことによります個人負担金4万7,000円の減額と、成年後見制度審判申立手数料返還金の6,000円の増額によりまして、総額4万1,000円の補正減をお願いするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ、6ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2一般管理費でございますが、87万6,000円の補正減をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症の影響によります職員等の研修会に係る8節旅費の減額、決算見込みから10節需用費、11節役務費の減額、介護保険システム改修委託料の確定によります12節委託料の減額をお願いするものです。

その下、2項徴收費、1目賦課徴收費でございますが、説明欄1賦課徴收費におきまして13万5,000円の補正減をお願いいたします。11節役務費の郵便料決算見込みによります減額でございます。

7ページをご覧ください。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、説明欄1介護認定審査会費でございますが、91万2,000円の補正減をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症の影響によります介護認定審査会の開催回数減によります1節報酬及び10節需用費の減額でございます。

その下、2目認定調査等費、説明欄1認定調査等費でございますが、246万7,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによります11節役務費の主治医意見書作成手数料と12節認定調査委託料の減額でございます。

次に、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、説明欄1趣旨普及事業でございますが、10節需

用費の補正減をお願いいたします。決算見込みによります減額でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、説明欄1介護サービス経費でございますが、2,074万9,000円の補正増をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金といたしまして、居宅介護サービス給付費負担金及び居宅介護サービス計画給付費負担金の実績増によります増額でございます。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費、説明欄1介護予防サービス経費でございますが、66万7,000円の補正増をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の実績増によります増額でございます。

その下をご覧ください。

3項その他諸費、1目審査支払手数料でございますが、財源内訳補正といたしまして、調整交付金の決定によりまして4万6,000円を減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、説明欄1高額介護サービス経費でございますが、71万9,000円の補正増をお願いするものです。18節負担金補助及び交付金の決算見込みによります増額となります。

その下の5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、説明欄1特定入所者介護サービス経費でございますが、1,095万6,000円の補正増をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の給付費決算見込みによります増額でございます。

次に、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、説明欄1市町村特別給付費でございますが、107万7,000円の補正減をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金におけます決算見込みによる減額でございます。

10ページをお願いいたします。

7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、説明欄1高額医療合算介護サービス経費でございますが、財源内訳補正といたしまして、国庫支出金の介護給付費負担金2,000円及び調整交付金の26万3,000円並びに支払基金1,000円及び一般会計繰入金7万7,000円の総額34万3,000円を減額いたしまして、一般財源を同額増額するものでございます。

その下、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・

生活支援サービス事業費、説明欄 2 介護予防・生活支援サービス事業でございますが、625万7,000円の補正減をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響による通所サービス開催回数の減によります 7 節報償費の減額、利用者減によります 12 節委託料の減額でございます。

次に、2 目介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄 1 介護予防ケアマネジメント事業でございますが、15万6,000円の補正増をお願いするものです。12 節委託料の増額でございます。

次のページでございますね。2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、説明欄 2 包括的支援事業運営費でございますが、222万7,000円の補正減をお願いするものです。決算見込みによります 1 節報酬、10 節需用費、12 節委託料、26 節公課費の減額及び新型コロナウイルス感染症の影響によります講演会、研修会の中止やリモート開催に伴います 7 節報償費、8 節旅費、18 節負担金補助及び交付金の減額によります。

次に、2 目任意事業費、説明欄 1 任意事業でございます。45万4,000円の補正減をお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

任意事業につきましては、今年度の決算見込みによります 11 節役務費、18 節負担金及び交付金、19 節扶助費の減額でございます。

次に、3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、説明欄 1 一般介護予防事業運営費でございますが、65万6,000円の補正減をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症の影響によります教室開催回数や参加者の減によります 7 節報償費、10 節需用費、12 節委託料の減額でございます。

その下、4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金でございますが、2,182万5,000円の補正減をお願いいたします。歳入歳出調整によります積立金の補正減でございます。

13ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目第 1 号被保険者保険料還付金でございますが、76万3,000円の補正減をお願いするものでございます。決算見込みによる補正減となります。

以上でございます。審議のほうよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） これもお願い、要望なんですけれども、コロナ禍で結局家から出られなくて、介護度というんですかね、それが進んでしまうということもありますし、それから審査を受けなかったとか、いろんなことが起こってこの増減が多分出てきていると思うんです。そのような中で、今後、予防のための講座、教室開いても、実際に出てこられるかどうか、ちょっとそれも心配なので、ぜひとも予防のほうに力を入れていただいて、介護そんなにたくさん受けなくても済むようなという体制をぜひとも構築していただきたいなと思っておりますので、そういう配慮をよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○副委員長（島田清一郎君） 7ページなんですけれども、介護認定審査会の話なんですけれども、コロナによって介護認定審査会が少なくなったということなんですけれども、介護の状況が悪くなった人は、やっぱり前のままの給付を今年も受けたということになっちゃうんでしょうか。

○委員長（村田春樹君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 介護認定審査会でございますが、初めての申請の方、区分変更といって介護度を変更される方については必ず審査会を通しますのですが、コロナ禍におけます対応といたしまして、状況が変わらない方ご希望される方は12か月の延長を認められてございます。調査に来てほしくないとか、今は調査に来られるのが嫌だとかというご希望もございまして、更新の方につきましては12か月延長させていただいておりますので、そのために回数が若干減ってございます。78回が71回になってございました。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 指定管理者の指定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） それでは、議案第34号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

小美玉市玉里運動公園を管理する指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法第244条の2第6項及び小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、小美玉市玉里運動公園を管理する指定管理者を指定するため、この案を提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙でございます。

小美玉市玉里運動公園の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございます。小美玉市玉里運動公園でございます。

次に、2、指定管理者となる団体でございます。茨城県小美玉市小川725番地8、特定非営利活動法人小美玉スポーツクラブ理事長、本田晶子でございます。

次に、3、指定の期間でございます。令和4年1月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） これ継続ですよ。継続というんですか、前からの人がまた今回もということですよ。指定の料金というんですか、運営費というのか、それは同じですか、経費。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） すみません。まず、ただいまのご質問にお答えいたします。

第1期目の指定管理料のほうは1億2,756万円で、年平均にしますと2,551万でありました。

今回、2期目の指定管理料の予定額ですけれども、総額としまして1億2,500万円を予定してございます。これは年間で平均2,500万で考えてございます。

事業費については以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） ということは、幾分値下げという、値上げ、僅かな金額ですけれども。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 指定管理料につきましては、1期目で、当初2,600万からスタートしまして、年々減少の傾向で進めてまいりました。

2期目に関しましては、その下がってきた事業料に合わせて、現在の燃料費とか、そういったところの高騰を加味しまして、年間2,500万円のところで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） その年間下がっていったという理由は何だったんですか。

○委員長（村田春樹君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 事業料が下がった理由としましては、当初、始まったときから、自分たちで維持管理の部分を行ったりしまして外部委託の金額等を抑えることによって事業費のほう年々下がっておりました。ただ、ある程度、維持管理するためには外部委託も必要となりますので、今まで企業努力で下がってきたものとほぼ同額の事業費でスタートしたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 分かりました。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号 指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他ですが、執行部から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、そのほか委員から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、副委員長、お願いいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時43分 閉会